東日本大震災から2年の経過を受け、今後の弁護士会の 取り組みに関する会長談話

- 1 本日,平成23年3月11日に発生した東日本大震災から2年が経過しました。現在 も膨大な人数の被災者が仮設住宅等での生活を強いられており,群馬県内にも,平成2 5年3月6日現在,福島第一原子力発電所事故による避難者を中心に1770名の方が 避難生活を余儀なくされている状況です。
- 2 福島第一原子力発電所事故に目を向けて見ますと、近時、手抜き除染作業や除染作業 員の杜撰な被曝管理の問題等が報道され、あるいは、福島第一原子力発電所付近の湾内 から放射性物質に極めて高濃度に汚染された魚が捕獲されるなど、原発事故の厳しい現 実が突き付けられていると言わざるを得ません。

その一方で、2年にわたって一時的な居所で将来の先行きも見通せない不安定な生活を強いられて来た避難者の中には、子どもを抱える世帯を中心に移住を考える方々が増加しているという調査結果も報道されているところです。

3 私ども群馬弁護士会は、このような現状を正確に把握することに努め、今後も、避難者のニーズに的確に応えられるよう鋭意取り組んで行きたいと考えております。

例えば、先の見通せない不安定な生活が更に継続する場合も、移住による生活基盤の確立を図る場合も、避難者にとっては、法的助言はもとより、正確で有意義な情報が貴重となるはずです。このような問題意識は、群馬県が、東日本大震災の経験を踏まえて平成24年1月に群馬県地域防災計画を変更し、広域避難者への生活支援の1つとして生活支援情報の提供を掲げたこととも軌を一にしますが、当弁護士会も、時には群馬県や県内市町村との協働も視野に入れながら、避難者に対する法的サービスに係わる情報提供に努めていかなければなりません。

また,原子力損害賠償に関しては,消滅時効問題,不動産賠償問題,区域外避難者に対する賠償問題など,深刻な問題が山積みです。これらの諸問題に対しては,当会の多くの会員が参加する原子力損害賠償群馬弁護団,日本弁護士連合会及び各地の弁護士会等とも協力しながら,間違っても被害者が不当,不公正な理由で切り捨てられることがないよう監視の目を光らせ,全ての被害者に十分な賠償が可及的速やかに行われるよう,意見表明,要請活動,所属会員に対する研修活動などに取り組んでいかなければならないと考えております。

4 私ども群馬弁護士会は、この2年の節目に当たり、長期間にわたって苦難を強いられ、また、未だに不安定な立場に置かれ続けている避難者の方々の立場に思いを馳せ、これが基本的人権の重大な侵害であることを再確認し、弁護士会に対する社会的期待に応えるべく、群馬県内の避難者の最後の一人が十分に救済される日が訪れるまで、これからも避難者の方々に寄り添った活動を継続していく方針であることを確認しておきたいと思います。

以上

平成25年3月11日群馬弁護士会会長 石 原 栄 一